

令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業  
(募集型企画旅行(団体型商品))助成金の概要

## 1 目的

首都圏・関西圏・近隣県等から愛媛県南予地域(宇和島市、大洲市、西予市、八幡浜市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町)への誘客促進を図るため、旅行会社が、南予地域を周遊する旅行商品を造成した場合について、当該旅行会社に対して、予算の範囲内で助成金を交付する。

## 2 助成対象者

旅行業法(昭和27年法律第239号)及び同法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)の規定による旅行会社(オンライン旅行会社は対象外)

## 3 助成要件

### 【基本インセンティブ】

(1) 令和7年6月27日(金)から令和7年9月30日(火)までの期間に催行される**募集型企画旅行(出発日基準)**であって、以下の各項目を満たしていること。

① 1本あたり参加実績が10名以上であること

※催行スタッフ(乗務員・添乗員等)を除くこと。なお、添乗員の同行は必須ではない。

② 発地が県外であって、愛媛県内に宿泊すること

※ただし、中四国・九州発の旅行については、愛媛県内宿泊を要件としない。

③ 別に定める指定コンテンツ及び食事施設から、2か所以上の有料施設(うち指定コンテンツ1か所以上)を含む3か所以上を組み込み、募集媒体の行程表内に記載すること

(2) 参加者募集に際しては、募集媒体(会員向けへのDM、新聞掲載、WEB募集サイトなど)にキャンペーン名を記載するとともに、愛媛県南予地域を広くPRすること

(3) 「学校行事として実施する旅行」、「国、地方公共団体、公的団体が実施する会議、研修旅行」、「四国霊場巡拝」、「インバウンド」又は「宗教活動、政治活動を目的とした旅行」でないこと。

(4) 当協議会の他の助成制度を併用しないこと

### 【加算インセンティブ】

(1) 基本インセンティブの(1)～(4)の要件を満たし、南予地域に宿泊すること。

## 4 助成金額

基本インセンティブ	5,000円/人 ※中四国・九州発の日帰りツアーの場合は2,000円/人とする
加算インセンティブ	3,000円/人

## 5 助成限度額

### 【基本インセンティブ】

首都圏発着（愛媛県内宿泊）	1,000 千円（200 人） / 1 事業所 ※
関西圏発着（愛媛県内宿泊）	1,000 千円（200 人） / 1 事業所 ※
中四国エリア・九州沖縄エリア（日帰り）	200 千円（100 人） / 1 事業所 ※
その他のエリア発着（愛媛県内宿泊）	300 千円（60 人） / 1 事業所 ※

※エリアを首都圏エリア・関西圏エリア・北海道エリア・東北エリア・中部北陸エリア・中四国エリア・九州沖縄エリアに区分し、首都圏・関西圏・その他のエリア内に複数の事業所やツアーブランドが存在する場合、合算して1事業所扱いとする

### 【加算インセンティブ】

首都圏発着（南予地域宿泊）	600 千円（200 人） / 1 事業所 ※
関西圏発着（南予地域宿泊）	600 千円（200 人） / 1 事業所 ※
その他のエリア発着（南予地域宿泊）	180 千円（60 人） / 1 事業所 ※

## 6 申請期間

令和7年4月1日（火）から令和7年6月30日（月）まで

※助成金は、申請の受付順に交付決定することとし、予算額に達した後の申請は、交付決定を保留し、予算に余裕が生じた場合に、順に繰り上げて交付決定する。（予算に余裕が生じない場合、交付出来ない場合がある。）

## 7 申請書類

- (1) 助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（別紙1）※1商品ごとに作成すること
- (3) 旅行商品の内容がわかる資料（行程表 等）
- (4) 募集媒体（会員向けへのDM、新聞掲載、WEB募集サイト 等）

※データ提出も可とし、申請時に制作途中のものは完成後、速やかに提出すること

## 8 提出先・問い合わせ先

〒798-8511

愛媛県宇和島市天神町7番1号

南予広域観光プロモーション協議会 事務局

（愛媛県南予地方局地域産業振興部商工観光課）

TEL：0895-22-5211（内線315）渡部

FAX：0895-22-2512